

平成20年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成20年3月6日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成20年3月13日 9時29分			議長	坂口久信
	散会	平成20年3月13日 13時51分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	11番	下平 力人	12番	木下 繁義	1番	所賀 廣
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 松本 太		(書記) 大岡 寿憲			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	農林水産課長	高田 由夫		
	副町長	木下 慶猛	税務課長	桑原 達彦		
	収入役	矢壁 稔	建設課長兼土地改良課長	永淵 孝幸		
	教育長	陣内 碩泰	収入役室長	坂本 豊		
	総務課長	岡 靖則	支所長	新宮 義晃		
	企画商工課長	佐藤 慎一	農業委員会事務局長	中島 末博		
	財政課長	大串 君義	教育委員会次長兼給食センター所長	川瀬 勝芳		
	町民福祉課長	新宮 善一郎	公民館長	寺田 恵子		
	健康増進課長	江口 司	太良病院事務長	毎原 哲也		
環境水道課長	土井 秀文	太良病院長	古賀 俊六			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成20年3月13日（木）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 経済建設常任委員長報告（所管事務調査）
- 日程第2 総務常任委員長報告（所管事務調査）
- 日程第3 議案第3号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第4号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第6号 太良町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 太良町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第8号 太良町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第12号 太良町学校体育館使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第13号 太良町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第14号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について
- 日程第15 議案第15号 御手水・風配辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第16 議案第16号 平成19年度太良町立大浦中学校屋内運動場増改築工事請負変更契約の締結について
- 日程第17 議案第17号 平成19年度太良町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第18 議案第18号 平成19年度太良町老人保健特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第19号 平成19年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第20 議案第20号 平成19年度太良町山林特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第21号 平成19年度町立太良病院事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第22号 平成19年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について

日程第23 議案第23号 平成19年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第24 議案第24号 平成19年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第4号）について

午前9時29分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

去る12月の定例会で各常任委員会へ所管事務調査を付託しておりましたが、その結果について御報告がなされております。

これより常任委員長の報告に入ります。

日程第1 経済建設常任委員長報告（所管事務調査）

○議長（坂口久信君）

日程第1. 経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（山口光章君）

おはようございます。議長の命により、平成19年12月の定例議会におきまして付託されました所管事務調査につきまして経済建設常任委員長の報告をいたします。

本委員会では、去る1月22日から24日まで岡山県は矢掛町、大阪府は岬町の2カ所を視察研修に行っておりました。

まず、視察順に岡山県の矢掛町での視察研修の報告をいたします。

視察研修の目的は、育成牧場における放牧による肉用牛の振興についてであります。

矢掛町は岡山県の南西部に位置し、北西に井原市、南に笠岡市、浅口市と隣接し、東に倉敷市及び総社市とそれぞれに接して、参勤交代の宿場町として栄えた文化と田園の町であります。昭和29年に1町5村、昭和36年に1町を編入合併し、平成の大合併は行わず単独で現在に至っております。人口1万6,000人、世帯数が5,000戸となっていて、少子・高齢化、核家族化が進んでいる町でもあります。

その矢掛町育成牧場は、自然に恵まれた豊かな環境に120ヘクタールの整った育成施設や美観保全を考えた小田川敷の牧草地など、あらゆる面で最高の条件を満たしており、建物や管理機械もよく整備され、特に酪農大学出身の専門スタッフが常駐し育成に当たられており、この牧場で育成された牛は高い評価を受けているとのことでした。

経営状況は、平成18年度決算で5,600千円程度の利益が出るなど、原油、飼料の高騰、牛乳の消費低迷などを考えれば、適切な運営がなされていると感じました。

事業収益の内訳は、受託事業収入として、保育料が乳用牛ゼロカ月から6カ月は1日525円、育成料は7カ月から2年までが1日550円、育受精料等が1回5千円となっており、約36,000千円、乳用牛、肉用牛販売の家畜払い下げ事業で24,000千円、合計約60,000千円となっております。事業の収益としては、県補助金、畜産協会、酪農組合補助金収入で約14,000千円となっております。

受託している牛は、町外等から預託牛が199頭、買い取り牛が105頭の計304頭となっており、今後も健全経営をしていくためには預託頭数の確保が必要だということでありました。

育成方法の一つとして自然放牧を10頭程度やっておりましたが、下痢をしないし、かなり元気であり、外での分娩もできるなど、かなりよい結果が出ているとのことでした。また、インフルエンザについては、全頭予防注射をしているそうであります。

しかし、書類上は黒字経営となっておりますが、一部職員の給料や土地の借地料は一般会計から支出されていて、県、町などから補助金もあり、完全な黒字経営ではないということで、今後は信頼して預けられる牧場として、より以上の預託牛の確保ができるように努力していくとのことでありました。

次に、大阪府は岬町に行ってみました。

太良町でも以前から話になっております企業誘致対策についてであります。

岬町は大阪府の最南端に位置し、北は大阪湾に面し、東南は和泉山脈によって和歌山県に接し、東は阪南市と隣接していて、きれいな海と海岸線を有し、和泉山系の豊かな緑に囲まれています。また、平成6年には約20キロメートル離れた大阪湾の沖合に関西国際空港が開港し、世界との距離も近くなっております。人口は昭和53年の2万3,597人をピークに減り続けており、平成17年の国勢調査では1万8,504人となっていて、65歳以上の高齢化率が21.6%と大阪府内で一番高くなっている現状であります。

岬町の産業は第3次産業が8割を占め、卸売、小売業が中心となっておりますが、近年、大幅に減少している状況であります。農業は高齢化や後継者不足に伴い経営耕地面積や農業生産額についても大幅に減少しております。漁業のほうは大阪府の中では比較的盛んに行われていますが、水揚げ高は減少傾向にあり、工業についても、事業者数、従業員数、製造品出荷額は減少傾向にあり、地域経済の低迷を招いております。商業のほうは商店数は減少傾向ではありますが、従業員数はほぼ横ばいで販売高は減少傾向を示していて、このように地域経済の低迷が続いており、これに伴う人口減少が町の衰退を招いているようであります。

このため、陸、海、空の結節点としての役割を有するすぐれた岬町のポテンシャルを活用し、臨海部の大規模な低未利用地や関西国際空港2期事業土砂採取跡地の事業活用ゾーンに企業誘致を誘導して、新たな雇用の創出や地域経済の活性化を図る目的として各種施策を策定されたところであります。

企業誘致施策については、立地条件の整備、条例を制定した町独自の助成事業の創設によ

る支援、国、府の補助制度の活用も積極的に行い、また、町長みずからのトップセールスによる企業側との接触交流機会の拡充や企業訪問の強化など、シティーセールスの活動を積極的に進め、また報奨制度を創設したところであります。

立地企業への町の支援は、施設設置助成金として、固定資産税の年税額の2分の1を5年間助成する。雇用促進助成金としては、住民の新規雇用1人当たり100千円、3年間で限度額を2,000千円助成する。水道料助成金として、10分の3、1年間で限度額1,000千円を3年間助成する。用地取得助成金として、町、財産区有地取得の場合、面積に応じて最大40%、限度額3億円を助成することになっている。積極的な誘致活動が成功した場合、最大で5,000千円を上限として報奨金を支払うなどの制度もあり、興味をそそる施策だと感心しました。

次に、今、我が町でもいろいろと問題化しつつある火葬場の運営について視察をしてまいりました。

岬町の火葬場は、面積581.03平方メートル、鉄筋コンクリートづくり2階建て、延べ面積442.03平方メートルで、人体炉、大型炉が1、普通炉が2及び動物炉1があり、駐車場は普通車10台、マイクロバス2台が駐車でき、待合室も完備されておりました。

整備については、平成9年度から11年度に実施し、総事業費が585,871千円となっております。

管理体制は、平成11年6月から町直営、火葬業務は委託で行い、平成19年4月から我が町同様、指定管理による管理を行っているようです。

火葬場整備にかかわる経緯は、維持補修費の増加、定期的に炉内れんがの積みかえの実施、また施設の老朽化、火葬時間及び冷却時間が長く熟練技術を要する施設、また公害問題、悪臭及び黒煙の排出による苦情が寄せられるなどの関係で、平成8年までの議会、地区区長会及び大阪府と協議を進め、現有敷地内で更新する方針を決定したとのことであります。

太良町同様、移転の要望もあったそうですが、国道から50メートルと近い場所にあり最適でもあるので、押し切ったとのことであります。また、老朽化を前面に出すとともに、駐車場を広げたり、地区住民も多目的に使用してもよいという条件で待合室を設置するなど使いやすい施設にすると、とにかく熱心に説明し、理解を求めたそうでありました。

本委員会は視察研修をし、太良町にとって参考の資料として持ち帰ったものの、あくまでも参考として受けとめ、検討する課題だと思っております。しかし、火葬場視察においては、何かと興味があり、いろいろな方面から見直す必要性があるだろうと、そのように思いました。

この両日、本委員会は有意義な視察研修だったと、そのような気持ちで今後の太良町繁栄に役立てようと思っております。

以上をもって経済建設常任委員長の報告を終わります。

以上です。

○議長（坂口久信君）

以上で経済建設常任委員長の報告は終わりました。

日程第2 総務常任委員長報告（所管事務調査）

○議長（坂口久信君）

日程第2. 総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（末次利男君）

議長の命によりまして、総務常任委員長の報告をいたします。

去る12月の定例議会におきまして付託されました所管事務調査につきまして、本委員会は研修についての事前協議を重ねた結果、今、国が進めている公立病院改革の必要性、改革プランの策定、実施、経営形態の見直し等々、公立病院の健全経営の方策を研修目的として、去る2月5日、6日、7日の3日間、京都府精華町病院と大江町病院について研修いたしましたので、報告をいたします。

まず、精華町は京都府の西南端に位置し、西部は生駒山、東部は木津川が流れ、城南平野は水田耕作に適した平野部でもあります。精華町の歴史は古く、数多くの遺跡や神社仏閣が現在に引き継がれ、往時の面影が至るところに残っております。また、大都市30キロ圏内という立地もありまして、昭和40年、学園都市指定を受け、450ヘクタールの開発や46億円の庁舎を有する人口3万5,700人の町であります。

病院の沿革については、昭和22年、精華村国民健康保険直営診療所として内科、外科、小児科、歯科、病床数4床で発足され、昭和57年、新病院建設により病床数50床で業務開始され、整形と皮膚科を増設して5診療科目で運営されておりました。しかし、平成16年、小児科、平成17年には皮膚科が医師不足で相次いで休診に追い込まれ、平成17年の病院の状況は職員数38名、診療科目は内科、外科、整形外科の3科目、許可病床50床、許認可指定基準は新看護3対1(B)、看護補助10対1、基準寝具、基準給食、救急告示、総面積2,029平方メートルであります。

50年余りにわたって地域医療の中核として地域に貢献してきた病院ではありますが、たび重なる医療制度改革と減少する患者による医業収入減少は、多くの公的病院がそうであるように存亡の危機に直面しており、地域医療確保の観点から自治体病院としての精華病院のあり方について、経営面、運営面など改善の検討作業が進められていました。

再生への模索として、1、住民の健康増進を図るため、保健、医療、福祉の連携による地域医療の拠点として精華病院の機能存続の可能性を追求する。2、自治体病院として望まれるべき役割充実と必要な診療科目の維持を図る。3、専門家を含めた適切な第三者評価を受け、問題点の明確化と改善に向けた取り組みを進める。4、自治体病院としての存続意義と経営改善内容の検討組織を立ち上げる。5、おおむね18年3月までに存続か廃止かの最終判断を行う。以上5項目の方向性をもとに民間の経営アドバイスを受け、各種の情報収集活動

がなされております。

方向性の模索については、自治体病院の役割として、小児医療、小児救急医療などの不採算部門中心とした政策医療、民間病院と競合する一般医療等々、検討を重ね熟慮された結果、政策医療についても一般医療にしても、自治体病院として運営すれば赤字補てんのために一般財源の多大な投入は避けられないことは明白なことなどから、精華病院は平成18年度までに廃止する。については、地域医療を最大限に確保するため、現施設を利用して民間病院誘致と精華病院廃止を並行して進めるという結論が下され、平成17年1月から新生精華病院に向けてプロジェクトが動き出しております。

平成17年6月、指定管理者制度、公設民営の導入を検討。9月、指定管理者導入表明、完全民営化移管の過度的措置。10月、指定管理者の公募。11月、指定管理者の選考委員会。12月、指定管理者を武田病院グループ医療法人医仁会に指定。平成18年4月、短期間の改革で医療法人医仁会による精華病院の管理運営がスタートをされております。

常により安全で質の高い医療サービスを追求し続ける武田病院グループの理念と方針のもと、総合的な医療体制を確立している医療法人医仁会が精華病院を住民や患者の目線で命と健康を守るにふさわしい医療機関として管理運営することを期待され、その地域になくはならない医療機関になるよう努力し、職員全員が気分を一新して頑張り、地域医療の一翼を担う病院として期待されております。

続きまして、大江病院について報告をいたします。

大江町の概要は、京都府の北部に位置し、町の由来は小学唱歌にあります鬼退治伝説の大江山から成り、中央を流れる由良川がたびたびははんらんし、一昨年の台風23号災害を含めて災害救助法適用は実に7回と、洪水によって毎年のように甚大な被害をこうむってきた町であり、福知山、宮津、舞鶴、綾部の4市に囲まれた過疎に悩む人口5,665人の農山村であります。町の歴史は水害との歴史であり、産業の発展並びに人口の定着は大きく阻害され、「水害の町大江町」と呼ばれ、ピーク時1万1,724人の人口も半減し、高齢化率も京都府下でもトップクラスの36.4%であります。

大江病院の沿革は、昭和28年、唯一の総合診療所兼赤痢隔離病舎として開設され、一般病床6床、隔離病床16床、内科、外科、産婦人科を標榜し運営された後に、昭和50年、コンクリート2階建て、病床48床に増床され、医療機器充実と小児科、耳鼻科を増設して5つの診療科目になり、近代的病院として変貌を遂げ、さらに昭和59年、増改築により72床と最新鋭機器導入を図りながら、平成12年、療養型病棟増改築によって、一般病床36床、療養型病床36床、うち介護保険適用病床8床にするとともに、診療科目の見直し等、高齢者の多い大江町並びに医療圏周辺地域の拠点病院として時代のニーズと住民の期待にこたえながら、開設当初から平成の初めごろまでは経営状況は極めて順調で安定した運営が図られていたが、相次ぐ診療報酬の改定や近隣病院の充実によって、患者の流出と町の人口減少により経営環境

は著しく悪化したようです。

医業収益に対する給与費率高、給与体系の問題は後々まで経営の悪化に追い打ちをかけ、年功序列的な体系が士気の低下と財政を大きく圧迫し始め、平成14年には医業収益に対する給与費が63.7%という将来に見通しのつかない状況をつくり出していたことから、平成7年には町の一般会計からの繰出金が1億円を越す状況を迎え、病院の経営努力では追いつかない危機的状態で、主たる産業のない町の財政力指数は平均0.17と、収入のほとんどを交付金、補助金、起債に頼っている中で、病院への繰り出しは一般会計を著しく圧迫し、いかに抑えるかが町にとって大きな問題とされておりました。

平成8年から繰出金を1億円に限定して病院の自助努力を促す対策を打っても効果はなく、この限定的な繰出金対策も4年間で終わり、累積欠損金が2億円近くになると同時に、蓄えていた現金預金が底をつき、完全な破綻的状况を迎えても病院の自助努力は実らず、患者の著しい減少に伴う収益の減少には歯どめがかからなかったようであります。

極めて財政力の脆弱な大江町にとって、あらゆる意味で行財政改革が必要不可欠な状況の中、職員定数の見直しや住民サービス削減等を実施する一方、新たな定住、活性化対策を進める中で、平成15年4月1日、近隣1市3町による合併協議会が設置され、当時の福知山市長が大江病院の規模縮小と診療所での存続を示唆されたことに町民の不安が増大し、合併問題に大きな波紋を投じることになったようです。

町民の不安の声は日増しになり、町長解職請求が成立するという町にとって前代未聞の出来事となり、出直し選挙と同時に、台風23号の襲来で死者2名、町民の5分の1世帯が被災する大災害に見舞われ、全国から被災者支援ボランティアの受け入れによる災害復旧と町長選挙で荒波のごとく揺れ動いた事態も前町長再選ということで収拾され、病院経営の足かせとなる。

施設の投資に係る起債償還と職員の人件費増大を打開するため、平成14年、総務省の公営事業経営アドバイザーの受け入れを決め、経営診断を受けた結果、地域医療を守るという観点からいえば瀕死の状態にある大江病院の経営状況に一時的改革では効果がないとの結論から、廃院か改革か、少数精鋭の改革委員会で議論が交わされた結果、町への答申は指定管理者制度導入と累積赤字の清算、病院への設備投資、訪問看護ステーション整備と運営組織整備であったが、結果的には理事5名、評議員13名による法人設立による組織としての新大江病院の運営母体が設立されて、平成17年2月、大江病院の設置及び管理条例の改正が議会に提案され、賛成多数で可決し、公設民営が名実ともに決定されて新大江病院がスタートしております。

新しい法人経営になって攻めの診療体制を基本に置き、高齢者の多い地域がゆえに訪問診療、夜間診療を開始し、無料送迎バスの配置による患者の獲得、利便性の向上、情報公開、定期的会議の開催等によって、上半期を終えた病院経営は予想を上回る40,000千円の経常利

益が実績として上がり、職員に特別配当されたとのことであります。

やればできる、やってよかったという思いが自然に身についたようです。院内機関紙「ひだまり」で職員の寄稿に、「私たちは変わります。病院を変えてみせます。それが職員一同のモットーです」と、まさに、改革は人の意識からと言われますが、大改革が実行されていると思います。山や谷を乗り越え、風雪に耐えて新しいスタートを切った医療法人財団新大江病院は、職員一丸となって力強く順調に住民から愛され信頼される病院として歩み続けることと思います。

今回の研修を通じて感じたことは、改革なくして継続なしということです。そして、改革は簡単なものではないということでもあります。厳しさと痛みを伴う決断をいつの時点であるかがポイントであり、20年度が大きなチャンスですと大江病院の事務長がアドバイスされたことが委員の胸を熱くさせました。その根拠は、国の方針として総務省から示された公立病院改革ガイドラインが関係市町に通知されていることでもあります。

地域において、真に必要な公立病院の持続可能な経営を目指し、3年以内に経営効率化改革プランの策定が義務づけられます。本町も少子・高齢化が進み、町唯一の有床病院としての必要性から、将来の子や孫まで存続可能な体制づくりが急がれ、真に必要な病院として住民から信頼される健全な太良病院を目指すために、町民の理解と職員の協力を得ながら改革待ったなしの状況であることを再認識させられた研修でありました。

以上をもちまして総務常任委員長長の報告を終わります。

○議長（坂口久信君）

以上で総務常任委員長長の報告を終わりました。

日程第3 議案第3号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。

○9番（末次利男君）

議案第3号は全協で説明を受けましたので、中身についてはある程度理解をしておりますけれども、10,000千円で花壇と駐車場を整備するということですが、その規模について、どのくらいの花壇と、今回のたらふく広場の駐車場は大体どのくらいになるのか、それをちょっとお尋ねいたします。

○建設課長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

これは先般1月31日、全協でお話ししておりました件でございますが、まず、たらふく広場の舗装でございますけれども、当初は大型の10台分を予定しておりました。それが入札残等もかなり、請負率が56%というようなことで落札が落ちまして、金もまたそこに浮いたわ

けですので、これはオープンに言っているのかわかりませんが、せつかくの並行在来線に伴う地域振興の特別支援事業だといったことで舗装を当初2,100平米、これは大型の10台分あったわけですが、今回、267平米追加いたしまして2,367平米で13台分を確保するようにしております。

それから、その駐車場の後ろ付近に国道との境付近にガードパイプ等は計画していなかったわけですが、先ほど申しましたように、せつかくの支援事業だというようなことでこの90メートル分を施工しております。

それから、アスカブも当初71メートルだったわけですが、これも19メートル増まして90メートルといったことでやっております。

それから、花壇につきましては、コンクリート縁石を埋め込みまして、大体110メートル程度、幅が1.5メートル程度の花壇を計画しております。これも草花等々を植えるぐらいの花壇だということによって御理解していただきたいと思っております。

それから、その全体の駐車場スペースの件ですが、何台というのはちょっと私も確認しておりませんが、一番最初に入って右側のほうになりますけれども、今既に舗装してある分ですね。利用しております面積が5,649平米舗装が済んでおります。それから、あと残った花壇と花壇をつくった残りがまだ未舗装分がありますけれども、大体この分が約1,500平米程度あるだろうと思っております。これについても、後だって、これは県のほうで舗装施工していただくということになっておりますので、駐車場スペースとしては、約100台ぐらいは確保できているんじゃないかなというようなことで考えております。

以上です。

○9番（末次利男君）

これは今回の特別交付税というんですか、そういったことでJR振興策によって、北の玄関口としての姿というんですか、着々と整備が進んでおまして、花壇をつくるのはいいんですけど、花壇についての後の維持管理をどうされるのか。

それと、あと北の公園化というんですか、そういった計画もあると思いますが、そういう構想的なものは今年度中はどういうふうな計画をしているのか。今年中に計画をしているのか、近年中にするのか、そこら辺をもうちょっと、やっぱり木陰がないという、あそこは殺風景で木一本も植わっていないという状況ですので、上等な整備をする必要はないと思いますが、ちょっと木陰づくりといいますか、風よけといいますか、そういったものが何となく必要ではないかなという感じがするんですけども、そこらの計画的なものはありましたら教えてください。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

まず、今後の花壇整備後の管理運営、これについては、道の駅太良に入っている今回4月

から指定管理者になられるたらふく館及び漁師の館、この方たちにボランティア的に管理をお願いしたいと。協定書の中にも、たらふく館に関してははっきり明示をしたいということで、たらふく館のほうもNPOの地域還元事業として、それはぜひお願いしますということで内々の協議は済んでおります。

もう1点の公園化ですけれども、大体道の駅たらふく広場というふうな形で特別支援事業の中で計画の位置づけは済んでおりますけれども、じゃ、それがいつなのかというのは、これは私どもの町の予算だけではなく、県との予算の絡みもございます。今年度、新年度ではハード的なもの、建物的なものを約50,000千円近く予算計上しておりますので、どうしても20年度中の整備は無理ということで、一応事前の呼び水的な井戸の掘削はことし計上しておりますけれども、公園の整備となると、先ほど議員言われたように、立派じゃなくして、できれば地元の造園さんあたりを使って簡易的にできる憩いというか、そういう広場的なものを整備できたらなど。余りお金をかけずにですね。そういうような形で計画は持っていますけれども、その実行段階になるとなると21年度以降ということになるかとは考えております。

○10番（山口光章君）

その道の駅の整備事業費のことですけど、振興策により施設の整備事業がなされておるわけですけれども、表側は非常にきれいになって景観がよくなるかもしれませんが、いつも私が感じるのは、たらふく館と漁師の館の裏側なんです。必ずというか、大半が海が見えるというようなことでお客さんが裏に回っているいろいろなさっておられるようですけども、非常に散らかりぐあいが見えるといいますか、せつかく指定管理というようなことで、たらふく館、あるいはそれこそ漁師の館がそういうふうなことに努めるわけでございますので、その辺の指導をもうちょっとしたほうが、表ばかりよくても裏側は物置みたいな感じで、見えないところといいますけれども、お客さんは海を見に行くんです。せつかくですから、そこら辺もやはり指導をしていただければなど、そのように思いますけれども、どのような考え方ですか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

議員御指摘のとおり、せつかくああいうロケーションですから、海を眺めに行くというのは結構おられるみたいで、たらふく館関係者もその辺は熟知されておりますので、今後、構想的には一応一番いい展望所というふうなとらえ方をすれば、やっぱりきれいに整備する必要があるということで考えておりますので、多良岳の間伐材等を利用した形でウッドデッキみたいな展望所というふうな形で構想的には持っておりますけれども、それを計画書の中に入れるかどうかというのは、まだ今から県の対策室とも協議を重ねてやっていきたいなどは思っております。

○10番（山口光章君）

そのような整備が振興策に基づいてできるかどうかは定かではございませんけれども、やはりせっかくの先ほど言われましたロケーションですね、あのパノラマというのがもったいないような気がいたします。百武町政のころより展望所をつくってみたいというふうな構想がございますので、海のないまちから来た人たちが海を見たいというような気もあるでしょうから、ぜひあそこにちょっとした展望所を早速実現できるように考えてください。

○8番（久保繁幸君）

今、漁師の館の件のお話が出てまいりましたが、漁師の館の指定管理の件、いかがになったのでしょうか。もうちょっとお話がこの前から全協あたりですか、出ておりましたが、その後の経過はどうなったかお尋ねいたします。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

今のところ寄附願、これは正式には出ておりませんというか、一部書類の不備がございますので、それを早急に準備してくださいということで、大体町に寄附するというは一応同意はできているみたいですが、書類的にはそういう図面が今のところそろっていないということで、取り急ぎ早急に提出をしてくださいということになるかと思っております。その後、一応昨年と同様に、9月に条例を整備しまして、12月には一応指定という運びになるかと思っております。これにあわせて、今年度中山キャンプ場とか町内の体育施設、これについては指定できませんでしたので、また改めて絡めて9月には条例として出したいと思っております。

○8番（久保繁幸君）

今、漁師の館さん、食堂的なお仕事をやっておられますよね。当初の漁師の館の経営状況はそうじゃなかったと思うんですよ。あそこで加工品とかなんとかつくっていくようなお話で、あそこでお仕事をされるということでお伺いしておりましたが、指定管理になった後もこういうふうなカキを販売されたり焼いたり、また、あそこで食堂的なことをやっていかれるのか、今後とも。といいますのも、大浦の下々のほうから大分不平不満が上がってきているわけなんですよね。その辺をどういうふうに関後持っていくか。今後、現状のままされるのか、それで指定管理にされるのか、その辺をお伺いいたします。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

基本的には、道の駅がオープンして1年近くになって、基本的に道の駅太良には物品販売所と食堂的なものがあるということで認知はされておりますので、4月以降もあの建物の中で今の営業は継続されるものと思っております。

○議長（坂口久信君）

久保君……（「外れておりますか」と呼ぶ者あり）はい。（「そんなら、よかです」と呼ぶ者あり）そういうことで、あとの委員会とかなんとかでその辺は聞いてください。

○11番（下平力人君）

先ほど課長が計画的な整備完了はまだ先になるという話がございましたけれども、やっぱり国道沿いでもございますし、いつまでもああいう今のような状態ではいけない。ちょっと見た感じが余りよくないんじゃないかという感じがしますから、できれば太良町のほうからでも何年ぐらいまでにはひとつ頼むよという相談もしながら進めていかんと、県との兼ね合いで予算がつく部分をやっていくということでは先の見通しというのがつかんもんですから、できれば課長、ぜひそこら辺は積極的に交渉に乗ってやっていただきたいなというふうに思います。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

一応計画の段階ですけれども、我々執行部のほうとして今考えているものとしては、ちょうど道の駅の前の国道、この整備が平成23年度中には終わるということで、同時進行でやっていきたいなど、最終的には。ただ、先ほど久保議員もおっしゃられましたとおり、南側の土地ですね、大体面積にしてあそこの4分の1程度、これをどうするかということで、県のほうにもいろいろ御相談して、ちょっと縛りを何とか規制緩和できないものかということで働きかけて、いろいろな意見、提言をいただきながら一番ベターな開発をしていきたいなどは思っております。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第3号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第4号

○議長（坂口久信君）

日程第4．議案第4号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第4号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第5号

○議長（坂口久信君）

日程第5．議案第5号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○11番（下平力人君）

改正の中で、監査委員、議会、あるいは識見者ですね、この議会の削減が4割、そしてまた2割強となっておりますけれども、こちら辺の内容説明をお願いいたします。

○議会事務局長（松本 太君）

お答えいたします。

今回、監査委員の報酬を削減いたしております。これは今、太良町の監査委員の報酬は県内で突出をいたしておりますので、これは先般御報告申し上げました。それで、識見の監査委員と議選の監査委員との率が大分違っておるという質問かと思いますが、一応近隣の町に合わせております。それで、隣が白石町ですので、白石町が識見のほうで405千円、議選のほうで261千円というふうになっておりますので、太良町も識見が400千円、議選が一応白石町の261千円に合わせたところで、260千円というところで今回上程をいたしているところでございます。

以上です。

○11番（下平力人君）

この下げ幅が余り広いものですから、過去においては、言いかえますと若干高過ぎたというところであるのかどうか。

○議会事務局長（松本 太君）

お答えします。

確かに議選と識見の下げ幅でいきますと、議選のほうが下げ幅が大きいようでございますけれども、どういうふうな率で落とすとか、そういうことはちょっと考えにくいというところで、やっぱり周りの近隣を見たところに合わせるということで、大体平均が県内では260千円程度ですので、議選のほうも少し今までは高かったということです。今ちょうど平均並みになったということですので、下げ幅は大きいですが、基準がないものから、これに合わせたということでございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○10番（山口光章君）

それこそ監査委員の報酬の件でお尋ねいたしますけれども、実際、平成20年4月1日から施行というような形になっております。しかし、私も監査委員をしばらく務めさせていただきました。けれども、隣接する近隣の監査報酬より非常に太良町の場合は上回っていたというようなことで、隣接する町に合わせてそういうふうな割合で落としていくというようなことだったかもしれませんが、私が思うには、県のほうとか、あるいは全国の監査委員の役目といたしますか、これは本当に見逃したらいかんというような重要なポスト、ポジションだと認識をしていただきたいと思います。私は思うわけですよ、実際。70億円、80億円の予算を本当に監査すると。最終的には、いろんな面で問題が起きたときには監査委員の責任になるというようなことで、事実、全国の講演会とかなんとかを拝聴いたしますと、監査委員の報酬はもっと上げるべきだと、重要なポストなんだと。だから、議会でも、要するに執行部でも監査委員というのをもっと重要視しなければいけないというような話しぶりも耳に聞こえていましたけれども、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。重要なポストだと思っております。

○議会事務局長（松本 太君）

お答えします。

ただいま山口議員のおっしゃるとおりでございます。監査委員の職務というのはかなり必要な職務でございます。大事な職務でございます。特に、最近の情勢を見てみますと、町民からの監査請求とか、いろいろな町民の声が聞こえてまいりますので、町の執行がうまくいっているかどうかを見る職務でございますので、この職務については非常に重要なものと思っております。

また、今回の報酬の削減につきましては、このような行財政改革の中で、近隣、あるいは

県内の情勢を見ても非常に厳しいということで、どこでも削減をしているというところで、ちょっとうちが4年間で1割は削減するようにしておりましたけれども、よそのほうが合併とかなんとかで下げ幅が大きくなってしまって町がかなり出てしまったということで、今回はちょっと大きい削減になりますけれども、御了承をお願いいたしたいと思います。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

多良・大浦中学校クラブ講師とありますけど、ここは人数だけでいいですから何名ずつおられるのか。そして、太良町社会教育指導員はどういう方になっておられて、どういう活動をされておられるのか。青少年指導員もどういう方になって、活動はどんな活動をされているのか質問します。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

学校のほうの外部講師でございますけど、4名というようなことで、大浦中に2名、多良中に2名というようなことで、今まで予算づけをお願いしているところでございます。

○公民館長（寺田恵子君）

見陣議員の御質問にお答えをいたします。

太良町社会教育指導員と青少年指導員は同じでございますして、1名、兼ねて任命をしているところでございます。森数憲さんが社会教育指導員として、青少年の指導とか、それから家庭教育学級とか、それから人権・同和の担当をして幅広く活動をしてもらっているというところでございます。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

多良・大浦中学校クラブ講師ですけど、予算の関係もありましょうけど、もう少しふやされないかと思うんですけど、その点はどうですか。

○教育委員会次長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

一応4名というようなことで、2名ずつの要求をお願いしております、そのほかにボランティア関係というようなことで対応をしてもらっております。例えば、剣道とかですね。それで、こちらのほうの報酬には上がらないですけども、ボランティア活動等でも対応してもらっております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第5号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第6号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第6号 太良町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（久保繁幸君）

情報公開審査会は5名以内をもって組織するというございですが、これは町長が委嘱するというございでした。これは大体もう予定は上がっておるんですか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

委員5名ですけど、弁護士の先生と知識経験者が2名、公募による者が1名、行政経験者が1名ということで、以上5名の方に現在委嘱しております。

○議長（坂口久信君）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第6号 太良町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第7号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第7号 太良町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。よかですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第7号 太良町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第8号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第8号 太良町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第8号 太良町後期高齢者医療に関する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第9号

○議長（坂口久信君）

日程第9．議案第9号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○12番（木下繁義君）

この特別徴収の第14条第2項の内容ですね、「当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間」の中身と、特別徴収税額の納入の義務等の第16条の「年金保険者は」云々ですね、これをまず2点お尋ねします。内容説明をお願いします。

○健康増進課長（江口 司君）

特別徴収の第14条第2項ですね、4月2日から8月1日までの間というのは、特別徴収をする場合に本来は4月からスタートをするところを、杵藤地区の介護の広域等々については20年10月からスタートをするわけですから、国保の特別徴収等々についての説明会の折に一覧表を差し上げておりますが、その中で、一覧表を持っておられれば、21年4月から特別徴収を始めて仮徴収をして本徴収をするわけですけれども、4月から6月、あるいは8月については、申し出があれば、その分、市町村長から国保連合会を通じて社会保険庁等に徴収の依頼をすればいつでもいいですよ。納期を決めて一から徴収すると、そういうふうなことですね。

それから、第16条の翌月の10日までに徴収した保険税額を納入しなければならないと。年金保険者とはということで、これも一覧表にどこか書いておらんやったですかね。要するに年金徴収の依頼をすれば、年金の徴収を依頼された社会保険庁等はそれを徴収して、保険者に納入の義務が発生する。そいけん、市町村長のほうに納入の振り込みをせんばいかんと、納入してくださいよと、そういう意味でございます。

以上です。

○12番（木下繁義君）

次に、第18条第2項、「前項に規定する特別徴収対象被保険者について」云々ですね、そして、下のほうに「所得の状況その他の事情を勘案して町長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。」と。この中身ばちょっと説明をお願いします。第18条第2項。

○健康増進課長（江口 司君）

第18条第2項ですね。これも先ほど申しました4月から8月やったですかね、これと大体一緒に、わかりやすく言えば、市町村長が徴収依頼を社保庁にすれば、その時々からできると。極端に言えば申請すればいつでもできるわけですけれども、そうなれば事務が煩雑になってやりにくいと。年金の天引きについては、できるだけ取れる分からは取っていくという

形になっておりますので、徴収漏れがないと、そういう形になっておるものですから、逆に言えば資格喪失した等々の場合は還付が多く発生していろいろ問題点もあって、ただし、ここではいつでも徴収可能だと、そういう解釈でございます。（109ページで訂正）

以上です。

○12番（木下繁義君）

はい、その辺はわかっております。前項の第14条第2項で4月2日から8月1日までの間とか、それから今度は第18条第2項の分では6月1日から9月30日までの間においてと、その辺がちょっとわかりにくかけん、そこの辺も詳しく説明をいただければありがたいと思います。この日程の内容。

○健康増進課長（江口 司君）

第14条については、特別徴収の一覧表のほうの仮徴収の変更ということで、市町村から年金保険者等々についてということで、一覧表を見てもらうぎわかるわけですが、この第14条から第19条、第20条関係については、一覧表のほうに大体書いておるわけですよ、主に、大体網羅して。支払い回数とか、例えば、4月から8月とか、6月から9月というところを見れば、極端に言えば解釈やけんが、わからんごとなるわけですよ。要するに先ほども申しましたが、第14条については、4月から8月まで申し立てすれば特別徴収の仮徴収の変更をすることができます。それから、先ほどの6月から9月ですね、第18条第2項ですかね、所得の状況その他の事情を勘案して町長が定める額を特別徴収するということですから、要するに今度、うちが20年度については、そこの一覧表にも書いておりますが、徴収抽出時期が社保庁に4月と、連合会から市町村を通じて5月31日まで通知をして年金保険者への依頼ということで、国保連合会なり社保庁に7月31日まですれば10月から天引きすることができますと、その辺の流れを示しているところでございます、金額が決まればいつでも年金の天引きができると、そういうことでございます。（109ページで訂正）

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第9号 太良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

健康増進課長のほうから訂正の申し入れがっておりますので、許可します。

○健康増進課長（江口 司君）

木下議員の質問に、私、ちょっと勘違いしておりましたので、ちょっと訂正しておきます。

第18条第2項は、当該年度の6月1日から9月31日までの間において、特別徴収が適当でない場合は町長が定める額を特別徴収すると。既に特別徴収の対象であった者に限る仮徴収と、そういうことで訂正をいたしておきます。

日程第10 議案第10号

○議長（坂口久信君）

日程第10. 議案第10号 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第10号 太良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第11号

○議長（坂口久信君）

日程第11. 議案第11号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第11号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第12号

○議長（坂口久信君）

日程第12. 議案第12号 太良町学校体育館使用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第12号 太良町学校体育館使用条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第13号

○議長（坂口久信君）

日程第13. 議案第13号 太良町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

太良町消防団条例の関連でございますけれども、今、役場の職員さんで消防団に入団されている方は合計何名おられますか。一応、そこからお尋ねいたします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今、人数は、ちょっと私もここに持ってきておりませんので、大体30人程度はいると思います。若い職員については、大体、消防団には全員入ってもらっております。

○10番（山口光章君）

30人程度ですけれども、それ以上の職員さんがおられると思うわけですよ、実際。例えば、35名なら35名とか。職員さんがですよ。消防団に入団できる年齢の方がですね。そして、その入っておられない人もおると聞きますけれども、その理由とですね。

もう以前からですけれども、旧塩田町ですか、塩田町には役場消防がございますよね。実際、昔から、やはり役場にも消防自動車を設けて、役場消防が活躍すると、そういった形をとるほうがいいんじゃないかというようなことを昔の議会でもちょこちょこ言っておりましたけれども、もうこのように30名の人間がおるといようなことであれば、そういった方向性をとっていい時期じゃないかと思うわけなんです。いろいろ経費は必要だと思いますけれども。

例えば、役場消防で、一番役場のほうに、そのあれが入ってくるわけですよ。当時、十何年前、私も塩田町に行きまして、いろいろ聞きましたけれども、やはり役場の職員さんであって、いろんな批判かれこれ受けながら、しかしながら、役場消防で頑張っておられるというように、何かその辺がフォローされていたというような記憶もございます。役場職員さんであって、消防団員に入って、一番先に、やはり役場消防が駆けつけていくというのは、これは本当にいいなと思うような気もいたしましたけれども、そういった感じを設ける必要があるのではないかと思うわけですよ。

例えば、役場で、火事の、火災の報告があった場合、やはり職員さんは全部わかるわけですよ。仕事に、それは差し支えるかもしれないけれども、もう30人もおってですよ、30人ぼーんと出ていくんですから、それで、その現場に直行するのか、それとも、着がえを持って役場に置いておるのか、それとも、部に帰って、家に帰って、詰所に行って出発するのかですね。そこら辺を考えたら、要するに、塩田町の消防、役場消防というのは、それはもう、何と云うかですね、先見の明があったのではないかと、やっぱり我が町を守るというようにあれですから。必ず役場におるんですからね、出張以外は。例えば、ノリの時期なんか

は、ノリ師さんたちなんかはいないわけでしょう。海におるわけですから。火事の連絡があっても行けないとか。そして、他町に、あるいは他県に仕事をしておられる人よりも、役場消防のほうがどっちかといえば、すぐにでも消火に加わることができるということですから、そういった方面ではどのようなお考えでしょうか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

まず、うちの若手の職員ですけれども、うちの消防団の定年は45歳ですが、それ以下の人については、OBの方もいらっしゃいますけれども、大部分の方が職員は入っておると。それで、入っていないのも数名います。それについては、兄弟が消防に入っているとか、そういう関係上で、兄弟で消防に入らないという考え方があってですね。実際、入ってもいいんでしょうけれども、部の組織の中での運営とかいろいろあって、兄弟でいらっしゃる方ではない職員もいます。

それと、以前からも役場で消防団の部をつくってできないかという話もありましたけれども、今、防災無線についても、役場が1番に来るんじゃなくして、町内全地域に防災無線が全部一遍に流れてしまってますね、できるだけ早い体制を私たちもできるようにしておりますが、できるだけ、私たちについては、地元の部もやっぱり活性化しなきゃいけないと、消火活動もしかりですけれども、そういうのもあって、今の段階では消防団のほうからも、そういう話もあっておりませんので、できるだけ地元の部に行ってもらって、直接職員が真っすぐ現場に行ったりしておりますので、それぞれ職員がそういう火災になった場合は、すぐ出ていけるような準備は私たちもっております。そういう事態が出てきた場合、どうしてもできないような事態が出てきた場合は、やっぱり役場の消防というもの、それは1つの方法というので考える必要はあるかと思っておりますが、現状では、まだ、部に帰ってもらって、消火活動に当たってもらいたいと思っております。

○10番（山口光章君）

かけ離れてしまいますけれども、山間部の方々も消防団員として参加をするような意識が芽生えたわけでございましてですね。いろんな説がございしますが、やはり統合ですか、統合も考えておりますよね、今から先は、消防団のですね、各部落の合併というようなことでやっておりますので、その分、統合する分、役場消防が必要じゃないかなと、私はそう思います。その辺はどうでしょうか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

先ほど、山間部と言われましたけれども、今回から、平成20年の4月からは、喰場地区とか大野地区の方が新たに消防団に加入してもらおうと。できるだけ、やっぱり今まで入っていない部落の方も、そういうふうに入ってもらっているということで、消防の組織の活性化と

いうことに、消防団みずから努力をされております。今まで、団員定数500名ですけれども、前年が493名いましたが、ことしは495名ということで団員もふえております。そういうふう
に、それぞれが努力をされております。

今、山口議員が言われたようなことも頭の中に置きながら、今後、消防団の活性化に向けて努力してまいりたいと思っております。

○7番（見陣泰幸君）

先ほど、防災無線ということで出ましたけど、防災無線の、今、放送の件ですね。ちょっと町民からも、全くわからないと、場所が。それで、時間もちょっとかかり過ぎるんじゃないかと、前からしたらですね。それで、そこら辺、その件で何とかならんもんですかね。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

防災無線の件ですけれども、前まで役場で放送していたより、最高7分早くなっております。これは、消防団の出動がスムーズにできるようにということで、広域のほうから消防体制をできるようにということで、そういうふうに消防団ができるだけ早く初期消火に当たれるようにということでした件でありまして、何分わかりにくいとかということがあっておりますけれども、消防団については、放送があった段階で、ある程度の目標地がありますので、目標地に向かってもう走っておりますので、今までそこがわからないという状況がありませんので、消防団は、私たちが役場から行ったときにはもう現場に着いていると、結構早いです。前より早くはなつたと思います。

それと、わかりにくいというのは、私たちが現場を把握するのが、非常にそれは難しいかと思っておりますけれども、広域消防のほうも、できるだけ私たちに情報を早く伝えるようにという努力をされておりますが、今の現状では、毎月、月1回の住所更新をしておりますけれども、これを日々していかないと、住基のデータが変わっていきますので、そこまでについてはまだシステム上できないということで、私たちができるだけ情報提供が早く住民の方でできるように、防災無線の第1の目的は、やっぱり初期消火、消防団が早く現場に行つて、火災等をできるだけおさめるということですので、そういうふうに、わかりにくいかもしれませんが、現状ではそういう方法しか今あっておりませんので、どうか御理解を願いたいと思っております。

○7番（見陣泰幸君）

今、早いと言われましたけど、現実そうかなと思うんですよ。そして、今、次の日は、新聞には名前もちゃんと載るんですよね。もう放送のとき、名前を言われたほうがわかりやすいんじゃないかという声もありますが、やっぱりそこら辺、どうでしょうか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

住所の確認というのが、日々更新をしていかないと住所がわかりません。これは、広域で全部やっているものですから、今、1カ月更新でやっておりますけれども、実質、きょうは住んでいたけど、あしたは住んでいないという、田舎については、私たち太良については情報が変わるの少ないかもしれませんが、都市部になっていくと情報が日々更新をされておりますので、今の現状では、そういうふうにはできないと。個人情報のことについては、全然関係ございません。緊急の場合についてはですね。関係ございませんけれども、そういうふうに住居の確認をするというのが非常に難しいというのもありますので、現状では、この放送でまだいきたいと思っております。

○10番（山口光章君）

その件に対して、もう1点、ちょっとお尋ねいたします。

火災が起きた場合、例えば、私ですね、栄町の山口光章ですけれども、どこどこから、北緯何度とか言いませんよね。山口光章の栄町の自宅が火事ですよと、そのまま言うてくれてもいいんじゃないですかね。北緯とか何とか、西北に何キロとかさ。というのは、一長一短あるわけですよ。そういうような名前を言われて困る場合と、しかし、この太良町内の狭い町内では、親戚、知り合い、いろいろおりますよね。そしたら、あ、あそこじゃなかろうかとか、それは火事が終わるまで心配になるというようなこともあるわけですよ。

そういった場合に、個人情報じゃないと今さっき言われましたが、それやったら、広域からの連絡じゃなしに、町でも二重にどこどこと教えてやったほうが、ああ、あそこが火事やった、私は行かんばゆうなかつたとかこれというふうな、そういうことも一長一短あると思いますけれども。実際、私たちは火事のときでも、それは北緯何度かんで電話せんですよ、実際ね。そこら辺、ですから、そのままを伝えてくれたほうが何となく、心配している町民からすれば、やはり安心感があるんじゃないかと思うわけですけど、そこら辺はどのようにお考えですか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

個人の名前を言うというのも、それは確かにあれかもしれませんが、実際、火事の現場では、放送があった段階で消防団が行っておりますけれども、その後何分か後にまた放送しなきゃいけないという状況が出てくると思います。確認をした場合ですね。そうなった場合、仮に民家火災の場合は、当事者の方はそこで、現場に行ったら、震えながら、やっぱり自分の家が燃えているのをまた見ると。それに追い討ちをかけて、後で放送をかけてくるというのも、非常にあれかなというのも現状で私たちも感じております。

私たちについては、そういうことも、ちょっと危惧するところもあるものですから、消防にはできるだけ詳しい情報を伝えてくれということで、私たちもお願いをしておりますので、住民の方に、私たちもできるだけ詳しい情報を伝えたいと思っておりますけれども、今現状

では、そういうふうに向、北何メートルとかいう情報でしていきたくて思っています。

そういう御意見があったということについては、広域の消防にも再度お伝えはしたいと思っています。

○10番（山口光章君）

ここで、はっきり答えてください。このままでいくんですね。このままでいきますね。この現状のまゝいくつもりですね。それだけ教えてください。

○総務課長（岡 靖則君）

今のところは、このままでいくと。それで、できるだけ住民の方に詳しい情報を伝えるように、私たちが努力し、広域のほうにも……（「今のままでいくとかと」と呼ぶ者あり）はい、いくということです。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第13号 太良町消防団条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第14 議案第14号

○議長（坂口久信君）

日程第14. 議案第14号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

事業の指定の欄に、「かんきつ経営資金・畜産経営資金・海苔養殖資金」というようなことで、限度が40,000千円となっております。当時、20,000千円のと時から倍以上に上がっておりますけれども、実際、このかんきつ経営資金、畜産経営金、海苔養殖資金の各割合ですね、貸し付けがどれくらいあるのか。利用者がどれくらいおられるのか。最近は、災害とかなんとかありませんけれども、急遽貸し付けをするというようなこともないようございまして、こういうふうに向、やはり1次産業の低迷につながっておりますので、その辺はどのようになっておりますか。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

まず、40,000千円の枠の内訳でございますけれども、海苔養殖資金につきましては8,000千円、かんきつ経営、畜産経営合わせて残りの32,000千円ということでございます。

それから、今、需要はどのようになっているかということでございますけれども、最近ではミカン経営につきましては、もうほとんど需要があっておりません。ノリ養殖につきましては、19年度につきましても3,300千円、それから、18年度につきましても4,000千円ということで、非常に今、ミカンのほうにつきましては単価が上がっていない現状もありまして、これを利用していただきたいと思っておりますけれども、今の現状では、審査基準が、実際、枠は太良町のほうであります。融資するという、農家への融資につきましては、農協のほうで審査書類をつくられるわけですが、その段階でも、ミカンについては今のところ、ここ近年は利用されていない状況でございます。

それから、20,000千円から40,000千円に上げて、今の状況ということでございますので、この件につきましては、需要が今のところはございませんけれども、災害時には対処したいということで、例年どおりの額を計上させていただいております。

○10番（山口光章君）

当時、20,000千円ぐらいですね、非常に少ないと、もうちょっと枠を上げてもいいじゃないかというようなことで、こういうふうになったでしょうけれども、非常に利用者などが少ないと。ちょっとおかしいですねと思うわけですよ。せつかく、こういうふうないい制度ですから、何か、貸し付けに対して、面倒くさいとか、ああいうのはあるんですかね。要するに、せつかくのこういうふうな制度を設けられておって、何か、それだけ借りる方が少ないという状況というのは、借りたら返さにかいかんというようなことでございますけれども、十分間に合っておるんですかね。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

町のほうで、融資限度額ということで農協さんのほうにお示しをして、その枠内で融資はいいですよということで枠を指定するわけですが、実際のところ、農協さんにつきましても、焦げつきとかいうこと、はっきりは申せませんが、直接はあれですが、やっぱり農家自体の償還能力とか、いろいろ農協内でも審査をされると思います。その中で、大分絞られている状況だと、そのように思っておりますので。余り詳しくはあれですけど。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○2番（山口 巖君）

今、融資の件で、農協という名前が挙がりましたが、課長の報告どおりだと思います。

そこで、今考えると、ミカンの販売額が全盛期の3分の1に、太良町の販売額は今

なっている現状の中で、このかんきつ経営というのに、ちょっと私はこだわるんですけども、どうしてかといったら、もうミカンの販売額は落ちて、複合経営という農家が歩み出している最中に、かんきつというのを外してもらわないと、この足かせでですね、何か、蔬菜とかなんとかの足かせになって、融資が今のようになかなか出ないというところもあるわけですよ。

だから、よかったら、その辺のかんきつだけにこだわる時代じゃないと思うんですけども、その考えをひとつお願いいたします。

○農林水産課長（高田由夫君）

今、条例のほうにも、このようなことで今、条例うたってあります。それで、今後、今、山口議員言われた意見を上司と相談しまして、今後、検討していきたいと思っております。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○7番（見陣泰幸君）

これは、1人に限度額は幾らまでですか。

○農林水産課長（高田由夫君）

1,000千円でございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第14号 太良町農林漁業振興資金の融通に伴う事業の指定及び融資額の限度について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第15号

○議長（坂口久信君）

日程第15. 議案第15号 御手水・風配辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（久保繁幸君）

ここに、辺地度点数と書いてありますが、これは辺地度点数というのは、どのような採点

の方法なのか、お尋ねいたします。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

いろんな条件がございまして、国のほうで定められた主要な、学校とか、病院とか、郵便局、役場、船着場とか、いろんなことで距離を積算して、その距離によって点数を幾らと、とにかく辺地ということですから、そういう主要施設から遠くに離れば離れるほど、その点数が高いというのをずっと合算いたしまして、それと、バスが通っているかとか、それとあと、いろんな指定地域が、特定振興山村とか、半島とか、いろんな地域の指定がございませけれども、そういうのも加えて算出して、その合計点数が100点以上ということであれば辺地に指定をするというようなことで、計算をして、うちの太良については、今現在、6カ所を辺地指定いたしております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

そしたら、100点以上が辺地の条件になるということですが、これは総務省の事業と思うんですが、これは何点まであるわけですか。100点から。天井知らずの点数ですか。

○財政課長（大串君義君）

規定では、100点以上ということだけで、上限は特にございません。

○2番（山口 厳君）

最後に1つだけ。

ちょっと今の説明ではわかりにくいということで、私たちも勉強不足ということもありますが、よかったら文書で一遍、内容を配付してもらいたいと思うんですけど、どうですか。

○財政課長（大串君義君）

後ほど、わかりやすくというか、余り詳しくはちょっとできませんけれども、ある程度のところで文書をつくって、配付をいたしたいと思います。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第15号 御手水・風配辺地に係る総合整備計画の策定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第16号

○議長（坂口久信君）

日程第16. 議案第16号 平成19年度太良町立大浦中学校屋内運動場増改築工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

今までのこういった変更の締結ですか、数多くございました。実際、入札のときの金額に必ずと言っていいほど、ちょっと変更があるので、何ぼか上回って、はい、そうですかと、町の場合は払うようにですね。これは、個人の家で、決めたとおりの金額の予算でするんだったら、ぞうたんじゃなくて、決めたとおりだから、これでやってくれと。いろんな事情はあると思いますけれども、そういった面が数多くあったと思いますけれども、実際、大金持ちだったらいいんですけれども、町のほうもですね。ちょっと待ってくれよというような、冗談じゃないですけれども、ぞうたんじゃないぞと、これぐらいはあんた、してくれにやいかんとかいうふうな、そういうふうな談判とかなんとかできないんでしょうかね。

○建設課長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

まず、変更の件ですけれども、これについては、やはり、表面に、地上に出ている分での設計だけとなれば、そうまでないかと思いますが、今回ここにお願いしておりますのも、地下の基礎ぐいあたりの状況調査、一応、地質調査はやっておりますけれども、全体的に全部をやっていないというふうな関係で、抽出しているやっているわけですね。ですから、こういった見えない部分での変更というのは、やっぱり生じてくると。これは、今、議員が言われますように、ほとんどのところで、実際変更が起こってきております。

それから、この件と外れますけれども、例えば、農業関係で申しますと、圃場整備あたりやっても、受益者がですね、ここはこっちからの取り入れじゃなくて、またこちらから出入りするようになってくれとか、そういう要望もやっぱり出てくるわけです。設計する段階で、打ち合わせする段階では、これでいいですよと言われておっても、実際現地で施工入っていけば、そういう要望も出てきます。

ですから、何でも地元要望に対して、じゃあ、変更していくのかというわけではないわけですけれども、そういったある程度はですね、そこにやっぱり利用される方とかのことも聞きながらやっている関係で、変更が生じます。

今回、この件につきましては、くいが高どまりしたり、それから、当初予定をしていなかった舗装関係も、その入札残もかなりあって、じゃあ、少しこちら辺も整備やった方がいいんじゃないかということもありまして、今回、変更が生じたというふうな状況でございます。

以上です。

○10番（山口光章君）

今回の理由は、そうわかりますよ。今回はですね。だけど、そういうふうなことがちょこちょこちょこあってきたからですね、今までですね。温泉を掘るときも一緒じゃなかったですか、実際。岩盤があれやったから、違うところを掘らにやいかんやったて。調査はしとるとに、何やったとかい、あの調査はというふうなね。やはり、町民サイドから見たらですよ。そしたら、余裕を持ってお金を持っておかにやいかんですね、実際。いつ変更になるかわからんからですね。だから、それを言うておるわけですよ。なるべくなら、それに近いようなあれでやっていただきたいなというのが本音です。よかです。

○5番（牟田則雄君）

今、山口議員と関連することですが、大体、圃場整備とかなんとかは、想定されない、しかも、受益者のほうからそういう要望はあるとは思いますが。ところが、こういう工事は、前もって想定できるので、事前調査をやるわけでしょう。それなら、見た目だけで入札してやっておったなら、それは今言われたとも当然かと思いますが、そういうことが、地下に何かあるかわからないからということ想定して、事前調査というとは大体やると思うんですよ。これも、逆に、ちょっと気のきいた人が悪用したら、入札時に安う入札して、そして落とした後に、こういうことをやりおつとやなかかというような批判も受けるわけですよ。

それで、そこら辺は、やっぱり事前調査は事前調査で金かけてやったなら、それに基づいて、そして、入札もそこら辺までは頭に入れて、大体入札はするはずですから。もう工事のたんびに、こういうあれがしょっちゅうあるとえば、やっぱりそこら辺も危惧してくるようになりますので、事前調査でやったなら、受ける人も、それは覚悟の上でやってしてもらわんと、工事のたんびに変更、増額補正とかいうごたつが出てきたら、何のための事前調査ですかということになりますので、そこら辺は厳しくやっていただくようお願いいたします。

○町長（岩島正昭君）

今までもるる、こういうふうな変更契約はございましたけれども、変更理由としては、もう1つの観点もあります。例えば、継続事業で国の補助、国県費の補助事業をもろうとって、執行残が出たと。それは、執行残の分については、国に返さにやいかんわけですね。それを前年度でもらいたいということで、進捗状況で、例えば、延長が100メートル計画しておつたら、今回進捗を図るために、あと150メートルお願いしたいという変更もございます。

それで、今回の場合は、これは確かに議員さんたち御指摘のとおり、そういうふうな地質調査はしておるわけですが、今ちょっと変更理由を見ておりますと、転石と、大きな転石があったと。これは、綿密に3メートル真四角か2メートル真四角でボーリング、地質調査をしておれば、そういうふうな転石は発見できたと。ただ、これは10メートルピッチ

でいっておるのかなんか、ちょっと資料等は見えておりませんが、その合い中でくいを打った場合に転石があったということもですね、岩盤とかなんとかについては、ある程度、層があるから、それは確かに、おたくたちの言いんさつこと、わかっですけれども、こういうふうな転石というとは、たまたまボーリングしたとに大転石があった場合は事前にわかつとつですけれども、そういうこともあったんじゃないかなというふうな解釈をしております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第16号 平成19年度太良町立大浦中学校屋内運動場増改築工事請負変更契約の締結について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第17号

○議長（坂口久信君）

日程第17. 議案第17号 平成19年度太良町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○3番（平古場公子君）

2ページのたばこ税のことでお尋ねをしたいんですけど、今、コンビニのほうでたばこが余計売られていると思いますが、この分についても町内のたばこ税のほうに納入されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

たばこ税につきましては、最終の小売で、太良町内の小売で売られている分については、コンビニであっても太良町にたばこ税として入ってきております。

○11番（下平力人君）

44ページの知的障害者施設訓練等支援費ですね。これが6,976千円。これを見よると、施設の利用増ということになっておりますけれども、どのくらい利用増になったのか、そこら辺をお尋ねします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

当初予算で、更生施設というのが7施設の22名で53,640千円、それから、授産施設という施設を9名分で20,400千円、あと、授産施設の分譲で1,400千円程度、それから、通勤寮というのがございますが、それを1,080千円というふうなことで当初予算では76,524千円計上をいたしておりました。

実績で、3月の利用分からずっといきまして、最終的に決算見込みのほうは83,500千円程度ということで、今回6,976千円の補正のお願いをしたところでございます。

○11番（下平力人君）

そこで、大体当初予算からして、何名ぐらいの増になったのか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

3月から大体、実績で6,400千円から7,000千円程度で推移をいたしております。人数については、変更はございません。ということで、当初の見込みより若干多くなったということで、約1カ月分でございますが、3月分について6,976千円の補正をお願いしたところでございます。

以上です。

○10番（山口光章君）

47ページの児童福祉総務費の6,700千円、マイナスのですね。乳幼児医療費助成、この説明をお願いいたします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

当初予算で19,980千円計上をいたしておりました。19年度は、就学前の乳幼児医療費を実施いたしております。その分が約11,000千円、当初予算で計上をいたしておりましたが、実績見込みでいきますと、月に400千円から500千円程度で推移をいたしております。そういうことで、最終的に、4,000千円程度、約4,000千円で最終見込額を見積もっておりますので、執行残として6,700千円程度余るといようなことになります。

○10番（山口光章君）

執行残といようなことですが、余ったほうがいいのか、余らせないほうがいいのか。あくまでも、これは助成金ですからね。本当は余ったほうがいいのかね。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。——今のとは、余ったほうがいいですよね……。 （「いや、要するに助成金として」と呼ぶ者あり）

○10番（山口光章君）

助成金としてね、助ける意味でのお金ですから、これは有効に活用できたのか、できていないのかというふうなことを聞いておるわけですよ。実際。

先ほどの新聞なんかでも、鹿島市なんかでも、乳幼児の医療がただになったというようなことも出てきていますので、私たち、ちょっと、簡単に考えてもですね、助成金やったら、大幅にね、どんどんどん、これだけ予算を組んでおるんだったら、執行できないものだったのかというふうなことを聞いておるんです。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

当初予算の見込みより実績のほうがそんなに多くはなかったというようなことが結論でございます。

ちょっと一例申し上げますが、就学前がある前の年間の助成額ですが、多いときには15,000千円程度でございます。これは、やっぱり風邪がはやったとか、いろんな要因があろうかと思いますが、少ないときで9,100千円とか、9,700千円台で推移をします。ですから、その年度年度によって、お医者さんにかかる乳幼児の方の変動が結構あるというようなこともありますので、19年度はこれぐらいで、2月までの累計ですが、2,730名程度の推移であったというふうなことでございます。

以上です。

○6番（川下武則君）

27ページの不動産売払収入ですが、これはどこの土地を売ったんでしょうか。また、今後、こうやって町の土地は、財政難であるので、どういうふうに思っておられるか、それを質問します。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

3,357千円の土地売払収入の増額補正ですけれども、一応、売り払いの件数としては5件あります。そのうちの1件が野崎住宅の分譲地の売払収入です。それとあと、ほかの4件ですけれども、ほかの4件につきましては、用途を廃止した法定外公共物ということで、里道とか水路の売り払い、その5件の分の合計が約3,358千円、そういうことで計上をいたしております。

それと、今後の町有財産の売り払いということでございますけれども、確かに、行財政改革につきましても、町有財産の不要な分については売り払いをするということで計画を立て

ております。それで、一応、そういう売り払いの規則等もございませんでしたので、その売り払い等を規則をつくりまして、一つ一つ、土地の内容をよく吟味して、すぐ売れる分と売れない分ということで整理をしなければいけないということと、その土地について、今までいきさつとか、いろいろありますので、そこら辺を十分かんがみて売り払いをしていくということで考えております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

45ページの総合福祉保健センター管理費の委託料であります。当初予算28,719千円、これが途中で増額になりましたよね。その理由と、また今回、819千円の減額、その理由。

それから、その下の報償費の分で、これも年度途中で補正がなされたんじゃないかなと思うんですが、これは歯科医師口腔指導報償金ですね、296千円、これが、途中で補正やっておって、これ全額減額ですが、その理由もお伺いします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

前回補正をお願いした分は、町のほうで予算を持っております100千円以上の修繕料でございます。今回減額補正をしたものは、指定管理者への管理委託料ということで、当初予算から――当初予算と申しますか、指定管理者と町とで協議をして、協定を締結いたします。そのときに819千円程度減額というか、低い金額で締結をいたしておりますので、その分の精算ということで、今回補正減をお願いしたところでございます。

それからもう1点、報償費の歯科医師口腔指導報償金ということで、補正をお願いいたしました。が、歯科医師さんの御都合で、どうしても日程と、昼間にうまく調整できなかったというようなことで、これは1回も実施ができなかったということで、全額減額をいたしております。

今後は、歯科衛生士さんあたりをお願いして、進めていこうかなというふうに考えております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

その総合センターの増額、一応、修繕費が1,000千円と言われたですよ。当初の計画、当初予算が28,719千円、その協定されたのが28,719千円だったわけですかね。それと、1,000千円足しても、補正前の額等々とは合わないような気がします。

それとまた、今の歯科医師報償金、その辺はやっぱり日程と、相手のほうの、決めてから予算組みされて、補正要求されたほうがいいんじゃないかと思うんですが、その辺をなされてからされたのか。今、日程と、歯科医師の先生とのその辺が合わなかったというような報告なんです。その辺はいかがでしょうか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

まず、総合福祉保健センターの件でございますが、先ほども申しましたように、修繕料については町の修繕料ということで、100千円以上の修繕については予算を計上いたしております。総合福祉保健センターの指定管理につきましては、当初、委託料の予算が28,719千円計上いたしておりましたが、その協議の結果、年間委託料を27,900千円にしたということで、ここに819千円精算ということで減額をいたしております。

それから、歯科医師の口腔指導でございますが、確かに、年度の途中で口腔指導、これも実施をしようじゃないかというようなことで進めたものですから、歯科医師会さんとの協議というのが十分ではなかったというようなところで、その辺は深く反省をしているところでございます。

以上です。

○11番（下平力人君）

62ページの非常備消防ですね。これが、部の合併ということで、牟田等については消防団員少ない中で活動されておったということで、今回めでたく合併をされて、よかったなというふうに思っておりますけれども、今後、まだやっぱり合併をしたほうが良いというようなところがあれば教えてください。

それともう1つ、消防施設費ですね。これが11,994千円ですか、上がっていたのが、マイナス1,313千円ということになっておりますが、この分について、設置するところがなかったのか、要請がなかったのか、そこら辺もお尋ねしたいと思います。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

まず、合併の問題ですけれども、今回、津ノ浦24部と牟田の26部が合併をするということで、24部が後に残ってするということになりましたけれども、今後、今の団員体制が維持できないという場合については、当然合併も視野に入れていると。

それと、今、ある分団では、1つの部を統合にどうだろうかということで会議に上げておりますけれども、まだそこまで至っていないのが現状です。順次、そういうのについては、消防団と協議をしながら図っていきたいと思っております。

それと、消防施設費の補正の減でございますけど、工事請負については入札の減、消火栓の設置で入札の減でしたので、これは減しておりますが、もう1つの負担金補助及び交付金については、6月に栄町区の防火水槽の改修ということで予算を計上、補正をさせていただきましたけれども、実際、当初の段階ではできだろうということで見積もってしておりましたが、工事にかかった段階で、改修工事をかけた段階で水を抜いて、全部していたら、どうしても防火水槽の強度が弱いということで、できないということがありましたので、一部

手直しをして、フェンス工事は終わりましたが、有蓋の、ふたをかぶせる工事ができなかったということで、その分の補助金の一部を減額させていただきました。

そういうふうにして、当初の段階からじゃございませんでしたけれども、防火水槽については、地元から上がってきた段階でしましたが、内容的なものが伴わなくて、工事していた段階で、そういうのが出てきたものですから、今回、変更させて、減額をさせていただきました。

○11番（下平力人君）

ただいま説明の中に、入札残ということで説明を受けましたけれども、これは補助事業でもなんでもないわけですから、ほかに流用、あればですね、流用してでも設置をするということもできるんじゃないかならうかと思えますし、また、太良町全体については、いわゆる山間部落ですね、こういうところはまだ防火水槽というのは設置されていない、設けていないというところもございますから、そこら辺については極力、これは水圧の関係もございましょうけれども、消火栓を設置していただくというようなことも必要ではなからうかと思えますが、そこら辺どうでしょうか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

水圧の関係とか、いろいろ関係もありますけれども、できるだけそういうふうになりたいと思っております。

また、20年度の当初予算でも、防火水槽を4カ所あたり、年度当初から出しております。昨年までについては、補正で出したりなんしたりしておりましたけれども、執行部と協議の段階で、できるだけそういうのは早くしたいということで、地元のほうにもできるだけ早く出してくれということで、私たちも要望したら、今回4カ所出しております。そういうふうで、当初から5,000千円以上の、こういう防火水槽の設置補助等もしておりますので、できるだけそういうふうには早い段階から私たちも取り組んでいきたいと思っております。

○2番（山口 巖君）

1つ、農水予算のほうでちょっと減額ということで、ちょっと質問いたしたいと思えます。

実は、今、最近、農家のほうでも、山間部では大分、イノシシの害が多いということで、猟友会のほうも大分躍起になって、個人で猟友会に頼んで処分してもらっている農家もたくさんあります。その中で、有害鳥獣駆除の広域の助成金として、2市1町が広域の範囲じゃないかと考えるわけですが、その中でこの減額、259千円の減額ですね。その辺の内容をちょっと、どういうふうだったのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。51ページです。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

鹿島藤津地域有害鳥獣広域駆除協議会費負担金の259千円の減額でございますが、当初1,060千円の計上をいたしておりました。これは補正を747千円いたしまして、259千円の減額でございます。

太良町につきましては、太良町、鹿島市、嬉野市とあるわけですが、事務局については今現在、鹿島市がやっております。それで、うちのほうでは、くくりわなの予算を計上いたしておしまして、その分の実際のうちのほうに割り当てられた数字が、先ほど申しました、当初予算は1,060千円でしたけれども、正確に言いますと746,816円というような、くくりわなの補助の配分を受けたということで、そのようなことで減額をいたしました。

ちなみに、あと2市のほうでございますけれども、鹿島市は903千円、嬉野市については2,020千円ほどの割り当てがあったということで、太良町については以上のようなことで259千円の減額となりました。

○2番（山口 巖君）

市町村別で額が違うんですけれども、この割り当ての基準ですね、それはどういうふうにして、この基準が出ているのか。そして、来年度の予算、この予算のつくり方も2市1町で話し合っ、この予算はつけるわけですかね。その辺、2点だけお願いします。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えします。

議員が言われたとおり、配分につきましては、各市町村が事前に申し込みをし、それで、その中で割り振りをやってするというので、20年度予算につきましても、うちも要望を当然、地元からとりまして、その要望を事務局のほうに上げて、その中で予算化して行って、また実質的には配分があるというようなことでございます。

もちろん、この中にはJAさん自体の取り組みもあっているかと思しますので、その辺はあわせてイノシシ対策については駆除について鋭意やっているところでございます。

○2番（山口 巖君）

済みません。もう1点だけ。

次のページ、52ページですけれども、重油の高騰ということで、緊急対策、本当に施設農家は大変喜んでいるところで、大分、資材も結果がよかったという情報を受けております。

そこで、太良町の資材の申し込みの総額、わかっていたら、総額と内容。それと、県の補助もあったと思うんですけれども、町の助成の率、それとほかの隣接、鹿島市、嬉野市がわかったら嬉野市、市町村がどのくらいの助成をしているのか、そのパーセントでもいいですから、そっこのほうはお願いしておきます。

○農林水産課長（高田由夫君）

お答えいたします。

52ページの施設園芸省エネルギー化緊急対策事業費補助金の728千円の、新規にこれは計

上いたした分でございますけれども、内容につきましては、まず、ハウスミカン11戸、花卉4戸、イチゴ19戸、計34戸分の、総事業費が1,686,452円となっております。これで県費が3分の1でございます。560千円でございます。それから、町費が10分の1、168千円。これ合わせまして728千円を計上いたしております。

それから、他市町村との補助はどうかということだったと思いますけれども、これにつきましては、鹿島市、嬉野市、市町については10分の1ということで、予算をつける段階で、これについては一律がいいというようなことで、一応聞き取りはして、そのようなことで、他町も10分の1は町が付けているという状態でございます。県費につきましては、要綱上、3分の1で補助があるということで、計上いたしております。

以上です。

○3番（平古場公子君）

20ページの手数料のところ、ごみ処理手数料のかなりの減になっているんですが、これはごみの減量化がなされたということでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

当初、ごみ袋手数料ということで、ごみ袋の販売上の手数料ですので、ごみ袋の枚数を見込んで当初予算に上げておりますけれども、今回、それほどの、当初見積もりよりも売れ行きが少なかったということで、今回減額させてもらっております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

昼食のため、暫時休憩いたします。

午後0時 休憩

午後1時 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

質疑はありませんか。

○1番（所賀 廣君）

57ページを見ていただきたいと思います。

商工費の中で、商工総務費ですが、区分19の負担金補助及び交付金の中で、廃止路線代替バス運行費補助金、それから生活交通路線バス運行費補助金と、それぞれありまして、減額になっておりますが、この減額になりました理由と、それから、おのおのの路線の使用頻度と申しますか、大体年間で何名ぐらい、月に何名ぐらい、逆算して1日に何名ぐらいというふうなことがわかりましたら、そこまであわせて説明をお願いしたいと思います。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

減額理由は、見込みに対する実績ということで、それをちょっと検証しますと、まず、経常費用についても、やっぱり実績のほうが安く済んだと。収入は、当初、19年度予算の段階では、土曜日も運休というふうな形になしておったものですから、経常収入見込みが810千円に対して、実質的には1,190千円というふうなところが、大きかったということで、費用引く収入で、かなり改善したということで、補助金も少なく済んだということになります。廃止路線についてはですね。

生活交通路線については、これについても実績で、簡単に言えば、会社の営業努力ということで言わざるを得ないのかなと。基本的に、経常費用も33,000千円に対して29,800千円、収益についても若干、当初予算よりも上回ったということで、損益も少なく済んだと。これについても、キロ当たりの費用が、当初、会社の祐徳バスのほうで見込んでいたのが180円に対して、実際は159.2円というふうな形で、数値的に抑えられたと。経常費用が少なくて、収益が若干上がったということで、当然、補助金もその分少なくなったと。かなり、どうでしょうかね、営業努力をされたんじゃないかなというふうな形では感じております。

それと、乗車率ですか、これについては、廃止路線代替バスは中山線と風配線と竹崎線、それぞれ19年度の実績をもらっておりますけど、これが1日に云々じゃなくてですね、1日平均の輸送人員は、中山線で、大体298日運行しておりますので、輸送人員が1,532人で、単純に割れば5.2と。朝、昼、晩、3回運行しておりますので、乗車密度としては0.4人。風配線が輸送人員が511人で、1日当たりの平均すれば1.7人、乗車密度としては0.3と。竹崎線については、4,598人、1日平均輸送人員としては15.4人、数字的にはですね。乗車密度としては0.5というふうな実績が出ております。

○1番（所賀 廣君）

乗車密度といいますか、乗る人間の数の割にはバスの大きかじゃなかかなというふうな感じがしまして、その辺、今ガソリンも高い時代ですので、もうちょっと小型化した乗り物にかえていただいて、その辺の補助金あたりの削減にもつながるような、何か策がないかなというふうな感じがしますが、この点、いかがでしょうか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

その点については、過去にも御指摘がっておりますけれども、基本的に新しく買うよりも、今のままで中型のバスで運行させたほうが会社の経費的には安く済むということで、そして、余り変わらんそうです。かえって、新しく購入したほうが経費が高くなるということで、基本的には、太良まで来る間に、鹿島のバスセンターから太良までは通常営業されておりますので、そういうふうな形で、要望はしておりますけれども、会社から言わせれば、結

局そういうことで効率的によくなればすぐかえられるかもしれませんが、新しく購入したというふうな経費を考えた場合は、やっぱり採算がとれないということで、今の中型のバスで運行——中型って言えるんでしょうね。あれで運行はされております。

○1番（所賀 廣君）

この路線ですけど、3路線ありまして、通っておらん路線といいますか、中に話を聞くわけですけど、おどんがほうの道でん通ってくるっぎよかとまにゃとかいうふうなルートもあるかと思いますが、その辺の話というのは、ここ、役場のほうには入ってきませんか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

地域公共交通の問題については、もう今、県のほうでも盛んに議論されておりまして、要するに、不採算路線ですから、補助金の割には余りにも乗車率が低いんじゃないかという議論はされておりますので、ただ、地域要望的には、直接的には区長会等々の会議のときには、あるのかなという気はしますけれども、基本的には、声として直接、例えば、通っていない地域の区長さんから要望とかはあっておりません。

これは、所賀議員言われるとおりに、太良町の地域の交通をどう考えるかということで、うちのほうで担当しているのは、廃止路線バスと生活交通路線の補助金関係なんですけれども、いろいろな地域のニーズに合った交通体系というのは、とりあえず、ことし入ってからですけども、県の交通政策課の担当の係長が見えて、交通に関係する担当課事務担当レベルで協議をやって、今後どうしていこうかと、よりよい地域住民、交通弱者の足をどうやって確保していこうかという検討は開始しております。

○7番（見陣泰幸君）

47ページ、3の児童措置費で、委託料、保育所運営委託料ですね、そして扶助費、この減額の内訳をお願いします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えいたします。

まず、委託料、保育所運営委託料の減額の13,500千円でございますが、当初予算で約280,000千円、決算見込みで、1月分までの累計が約220,000千円でございます。あと見込みで、2月、3月の見込みということで44,000千円で、267,000千円と。差し引きで、最終的に決算見込みを引きますと13,500千円の減額ということで、今回お願いをいたしております。

主な理由といたしましては、当初予算で園の数が14ということで、それは当初予算を組む時点での入園をされている園の数でしたが、その公立の2園、行く園児さんが新年度からはやめられて、2園減ったと。それで大体3,500千円の減ということですよ。それから、あとはゼロ歳と1、2歳、この方たちの当初予算では大体130名程度で見積もってございましたが、今ちょっと手元に資料はございませんが、その年齢構成の方が減って、あと3歳とか4、5

歳の方がふえたというような主な理由でございます。

それから、扶助費、これは児童手当でございます。これは、当初予算が全体で、人数で6,720人、これは延べ人数ですが、で、金額が42,300千円で見積もっておりましたが、最終的に延べ人数で5,857人で、89,315千円ということで、扶助費の13,905千円の減額ということになっております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

さっき、2園減になったということで、支障がなければ、その園の名前を教えてください。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

これは公立ですが、有明のふたば保育園です。それと、もう1つが旧脊振村の脊振保育園でございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第17号 平成19年度太良町一般会計補正予算（第5号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第18 議案第18号

○議長（坂口久信君）

日程第18. 議案第18号 平成19年度太良町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（末次利男君）

老人保健の問題ですけれども、まずは、いわゆる65歳以上、今回、新年度から後期高齢者医療ということになりますが、これは補正でございますので、高齢化の人口が何人、昨年と比べてふえたのか。それに伴って、医療費の増額分は、1人当たりどれくらいあるのかをお尋ねいたします。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

答弁の前に、65歳以上の高齢化の人口ということでしょうか。

65歳以上の老人保健特別会計等々については、65歳以上については統計上は出していないわけですが、人口に対して、これは18年度末の人口1万961人に対して3,011人ということで、これについては27.5%というようなことで数字的には出ているところでございます。

それから、1人当たりの医療費等々については、18年度実績については751,040円と、それから17年度については716,043円、16年度については650,328円ということになっております。

以上です。

○9番（末次利男君）

従来から、健康増進課の中で、非常に予防事業とか健診事業を活発に実施されることによって、かなり、他町村、今は自治体合併しておりますので、あれですけれども、他市町と比べて、比較的、太良町は医療費が少なかったと、県内でも優等生だという評価で推移してきたと思いますが、現状では、老人の医療費は県内でもどういう位置にあるのか。高いのか、安いのか、そこら、大体大まかで結構ですので、教えていただきたいと思います。

○健康増進課長（江口 司君）

県内の状況ということでございますが、これは太良町については、先ほどの751,040円で18年度は、事務等を含んだところでございますが、県の統計等については事務費等が入っておりませんので、太良町の場合は18年度で748,070円ということで、23位中、下から3番目と。それから、一番高いところですか、鳥栖市が1,022,430円、それから一番安いところであれば玄海町の691,569円と、こういうふうになっておりまして、県下平均としては827,420円というふうな、18年度の状況については、こういうふうになっております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第18号 平成19年度太良町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第19号

○議長（坂口久信君）

日程第19. 議案第19号 平成19年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（末次利男君）

これは、国民皆保険ということで、皆さんほとんどが国民健康保険を義務づけられておるわけですけれども、最近、非常に、景気の低迷と同時に、この保険料の未納が発生しておりますが、それに関して、短期保険証の発生件数あたりは何件ぐらいあるのか、それを教えていただきたいと思っております。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

これは、短期保険証については、9月末現在というようなことで、19年度の交付月数については152月と、一月の交付については123月、3カ月については20月と、それから4カ月以上については9月ということで、既に18年度がトータル的に195月で、納付額については5,045,510円と、9月末現在で4,801,700円というようなことで、対前年度等々に、9月末現在で80%程度達成しておりますので、かなり成績が上がってきたんじゃないかと、かように思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第19号 平成19年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20 議案第20号

○議長（坂口久信君）

日程第20. 議案第20号 平成19年度太良町山林特別会計補正予算（第3号）についてを議

題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第20号 平成19年度太良町山林特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第21 議案第21号

○議長（坂口久信君）

日程第21. 議案第21号 平成19年度町立太良町病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

先ほど執行部のほうから、太良病院の職員さんのアンケート、あれをいただいたわけですよ。まあ、いい病院だ、働きやすいというやつが大半でございましたけれども、私がちょっとお聞きしたいのは、大半でない部分ですね。よくないというようなアンケートの答えが出た部分を、要するに、太良病院側としてはどのように受けとめられておるのか、そしてまた、それをどういうふうな教訓にして、今後やっていかれるのか、お尋ねをいたします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

これは、昨年11月にアンケートをとらせていただいて、まず、問いが、「あなたは町立太良病院を愛していますか」、それから「町立太良病院のよいと思うところ、あるいはいいなどと思うところを挙げてください」、それから「町立太良病院の悪いと思うところ、あるいは疑問と思うところを挙げてください」、それから一番最後が「町立太良病院が今後生き残っていくためには、患者様から病院へ行くなら町立太良病院へ行こうと思ってもらえるような病院にしなければなりません。そのためには、どのようなことをしたらよいと思いますか。何でもよいですからお答えください」という、4つの大きな問いをしております。

それで、いわゆるよいと思わない、悪いと思うところについては、いろいろ出ております。ちょっと、ここでは一言では言いあらわせないぐらい多くの事柄が出ております。

それで、まず最初にうちが、よいことも悪いことも含めてですけれども、対応したのは、ワーキングチームを12月ぐらいに新たに立ち上げますということを以前から申し上げておりましたけれども、そのワーキングチームの中に、このアンケート結果を反映させてくださいというお願いをしているところでもあります。したがって、職員がこういうところが悪い、こういうところも改善しましょうということをいろいろ書いているものですから、それについて、まず改善をしなくちゃならないでしょうということで、それについて検討をお願いしますということで、今現在、ずっとその関係について討論をしているという段階であります。

以上です。

○2番（山口 巖君）

このアンケートの件ですけど、これは本人が書いたのをこのままというわけじゃないわけでしょう。ある程度まとめたということですか。余りにも答えが、何というのかな、粗末過ぎるというのかですね。今、山口議員が言うように、よいと思いますか、働きやすいですから。そしたら、もう少し、せっかくするんだったら、どういう意味で働きやすいのか、その辺まで突っ込んだ答えがあったわけですか。このまま職員が書いたわけですか、この答え。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

原則、そのまま載せています。それで、同じ答えがあった分については、その分は省略ということで、原則、ほぼ原文どおり載せておるといことです。

○10番（山口光章君）

いい経営をしたい、運営をしたいというふうなことで、そういうふうなアンケートをつくって、職員さんに調査をした結果がそういうふうだったと。実際、不平不満等はいけませんけれども、自分が働いている場所において、それはいろいろあるかもしれませんが、実際、なるべくなら悪く思いたくないですよ、自分の働く場所は。自信を持って、やっぱり、ああ、いい職場だと思えるようなあれをしていかにやいかんと。だけど、そういうふうなことが幾らかでもあるということは、これは患者さんに対しての対応も違ってくると思うわけですよ、実際。その職員さんたち自体が。

そこら辺を指導する立場として、本当に、先ほど最後のアンケートの中で、どうしたら太良病院が患者さんに好かれるような、太良病院じゃなかったらいかんというふうな病院にしていくにはどうしたらいいかというような、アンケートの中でもですね。やはり、そういうふうな、不平不満等はいけませんけれども、そういうふうな太良病院はこんなところがいけないと思うような人が1人でもおった場合、大分影響力があるんじゃないかと思うわけですよ。やはり、これは一丸になって、私たちの職場は最高ですよというふうになるのが理想で

すけれども、そこら辺はどのような指導をされているつもりですか。

○太良病院長（古賀俊六君）

上のほうの立場として、まず職員が働きやすい、職員が生きがいを持って働ける場、そして、自分が十分幸せになれる、そういう職場をつくるべきだと考えています。仕事に対して、誇りと情熱を持ってやれる環境をつくるというのが一番大事な仕事だろうと考えています。

個人的に、ドクターに対しても、アンケートの結果を見てもらったり、私自身にもいっぱい書いてありましたけど、職員全部、これを見ていますので、それぞれ個別的に注意するところは注意したりやっております。

あと、ハード的なことは、また今後検討するというところでやっているところです。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○5番（牟田則雄君）

経済建設委員長の委員長報告にもありましたように、22日、23日で向こうのほうに視察に行き、大阪の岬町で視察するとき、町の運営状態を見せてもらったところ、大体、火葬場の視察に行ったわけですが、その中をずっと町の状況を見ておりましたところが、ちょうどそこも町立の病院がありました。そして、ちょっと興味があったもので、中身を見せてもらったところが、運営の中で、人件費が52%か、54%か、どちらか、54%以上じゃなかったと思います。52%か54%で運営されていることで、非常に興味を持ってお尋ねしたところ、どうしてそこまで患者さんが信頼して、その病院に来られるとかということやずっとお聞きしておったところで、私を感じたのが、病院の役割分担を確立しているということの返事をもらいました。

というのが、その地区の町医者さんで対応できるとは、もうはっきりと町医者さんをお願いするというので。そして、町立病院は町立病院でできる範囲を決めて、それ以上、手に負えないところは、すぐその上の段階、大学病院とか、そっちのほうにやっている、それを徹底してやっているところが、患者さんとの信頼関係を結べているところじゃないかという返事をいただきましたので、私もそれは、いろいろなことを、人を、今まで接待がよくなかった人をすぐ急によくせろとか、医者さんの技術を今上げろといっても、これは無理な話ですが、今言ったように、やっぱり役割分担はきっちりと自分たちが自覚してやればできる、すぐでもできることだと思いますので、そこら辺についてはどう、事務長でもいいですから、お答えをお願いします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

その役割分担なんですけれども、今、町内に4つの医院の先生がおられて、ほとんど内科的な診療をされているわけです。町立病院としては、もちろん内科もありますし、整形外科、御存じのとおり小児科もありますし、そのほかの診療科もあります。それをすみ分けるとい

うことが、結局、簡単に言ってしまうと、内科をもう全部なくしてしまって、医院の先生にというようなお願いをするということにはいかない、そういう単純にはいかない。なぜならば、整形の手術をするときは、内科の先生の管理が必ず必要で、そこがうまくいかないと、先生も手術をちゅうちょするという、そういう相関関係等があって、その役割分担をどうするかというのが非常に難しいといたしますかですね。

あっていいものか、どうなのか、わかりませんが、例えば、土曜日については、うちが休みにして、土曜日の午前中、もしくは1日は民間の医院の先生にしてもらおうとか、そういう分け方等はあるとは思いますが、それはちょっと現実、今のところ、サービスの低下等につながるので、無理かもしれませんが、それ以外は、医院の先生は医院の先生で診られ、医院の先生がうちのほうに送られる分については受け入れるし、うちのほうで受け入れた患者さんがうちでは診切れない場合は、例えば、上位の大病院のほうに送るといふ、そういうシステムについてはある程度できてはいるというふうに思っています。ただ、それがうまく機能をしているかどうかについては、また別に議論があると思いますが、そういう意味でのすみ分けはできている。ただ、町の中の医院の先生方とうちの病院のすみ分けということについては、なかなか、非常に難しいところがあるかなというような感じはいたしております。

○5番（牟田則雄君）

もう率直に申しますと、太良病院で手に負えるか、負えないかの見きわめをですね、できたら手おくれにならんように、早目早目でそこら辺の見きわめをつけて対応してもらおうということが。大体、今までの何例かを、いろいろ町民の方からお聞きするところ、手おくれになってから対応しても間に合わんわけですよ。そこら辺を自分の病院、いろいろ自尊心とかなんとかあるかわかりませんが、手に負えないものは、もうすぐさっさと見切りをつけて、大学病院とか、ほかのやっぱりそういう施設がそろったところに、見きわめてをつけて、お願いするというような、今、事務長が言われたとは手前の段階ですが、その上の段階のほうの見きわめをしっかりとやって、やることによって、やっぱり太良病院が、自分のところで全部対応することだけが信頼関係を結ぶということじゃなく、やっぱりそこら辺の見きわめもして、手おくれにならんやったという皆さんの信頼が一番、手っ取り早い信頼関係の結び方じゃないかと思しますので、そこら辺をひとつよろしくお願いします。

○太良病院長（古賀俊六君）

太良病院でできる範囲を十分わきまえて、できるだけ利用してもらおうようにしながらやっていきたいと思っております。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○8番（久保繁幸君）

7ページの経費の分のところの5番と7番でお尋ねいたしますが、消耗品費はどのようなものの購入か。それと、7番の光熱水費の電気料、2,000千円減額になっておりますが、どのようなふうな努力をして、このような2,000千円の減額になったのか、お知らせいただきたいと思えます。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、消耗品費につきましては、ありとあらゆる日常的に使うせっけんから、それからタオルから、もろもろの商品が入っております。これにつきましては、当初予算よりも、トイレトーパーとかもなんですけれども、見込み以上に要ったということで、今回、1,000千円の補正をさせていただいております。

光熱水費の電気料につきましては、大体昨年並みに計上しておったわけですが、これにつきましては、通常、月1,200千円から1,600千円ぐらいの間で推移をしておるわけですが、これについては、それこそワーキングチームあたりで節電、節電ということで、昨年まで、コスト意識は皆さんあったと思うんですけども、ワーキングチームでことしについては、19年度については節電、節電ということで小まめに電気を消したりして、そういう対応をした結果、この2,000千円の減額が出てきたものと考えております。

○8番（久保繁幸君）

その節電、月額に直したら170千円ですよ。引き直しますと、170千円やったら、幾らになつてすかね、ちょっと忘れまして。その毎日毎日の積み重ねがこれができたということですかね。

これが、170千円の月額になっておるんですが、これがまだできる場所がないかということ、今、節電、節ガス、節水等々、我々民間の者は言っておりますが、その辺がまだ今から自助努力はできないところはないかということをお尋ねいたします。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

それにつきましては、まだできる部分が残っておると思えます。それについては、まだ今の、ずっと見て回ったりしているんですけど、まだ完璧じゃないということをおもっておりますので、なお安くなると思えます。

○9番（末次利男君）

今度の川下議員の一般質問であったですかね。非常に、入院、外来とも増加しているという院長の答弁があつていたようでございますけれども、18年度決算の中で、累積380,000千円の中で、医業としてはペイで、もしくは幾らか利益を出しているという状況で、特別、去年、18年度については固定資産除去損とか、問題は、質問に入りますけれども、新たな分野、介護保険分野に参入されたということで、居宅介護支援センター事業と、それから、通所リ

ハですね、通所のデイサービスセンターを開設されたということが大きな赤字の要因だという説明の中で、今年度も大体見通しがつく時期に来ておると思いますが、医業、あるいは赤字の要因であった居宅介護支援センターの事業内容、それから、通所リハの実態、ここらがわかれば教えてください。

○太良病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、病院事業本体の医業関係につきましては、昨年より入院患者数、外来患者数とも落ち込んでおります。その減価償却をする前で黒字になるか、赤字になるかというのが、ちょっと今見えない状況です。

それで、あと、訪問看護ステーションにつきましては、黒字になるのはもう確実という感じで、大体2,000千円程度の黒字が出るという形になっています。

それから、居宅介護支援事業所につきましては、これは赤字です。これは、4,000千円程度の赤字が出る予定です。

それから、通所リハビリにつきましては、これは15,000千円程度の黒字が出るという予想をしております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第21号 平成19年度町立太良町病院事業会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第22 議案第22号

○議長（坂口久信君）

日程第22. 議案第22号 平成19年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第22号 平成19年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第23 議案第23号

○議長（坂口久信君）

日程第23. 議案第23号 平成19年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第23号 平成19年度太良町水道事業会計補正予算（第3号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第24 議案第24号

○議長（坂口久信君）

日程第24. 議案第24号 平成19年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（末次利男君）

歳入歳出、50,000千円余りということでございますが、ここは接続率としては非常に優等

生でありまして、85%以上の接続率ということで、これは、ですけれども、残念ながら、やっぱり総事業費が高かったのかどうなのかですけれども、公債費というのが永遠のこれは、返済の繰り入れのテーマになっております。これは、かなり、二千二、三百万円の繰り入れ、いつも公債費、これは大体、公債費のピークはいつで、大体、この污水处理施設、施設の耐用年数といたしますか、これはどのくらいで耐用年数を見てあるのかですね。いずれにしても、微々たる、利用料というのは本当に少ないわけですので、ここらは将来的にどうなっていくのか。まず、その公債費のピーク、それから耐用年数ですね、そこをちょっとお尋ねいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

償還のピークにつきましては、平成20年度、来年ぐらいまでが20,000千円、21,000千円、その辺が一番のピークになりまして、平成21年度からはもう20,000千円切るくらいで、あと42年までの償還になっております。

それと、耐用年数ですけれども、機械によって、ポンプ、そういったものの種類によって違いますが、一番最高で25年だと記憶しております。

以上です。

○9番（末次利男君）

これは、新年度でもまた質問しますけれども、さらに加入率の増加というのは見込めるのかどうか。当初、そういった施政方針も書いておられたわけですが、もちろん努力はされておるわけですけれども、その実態、ことし1年の実態は加入があったのか、逆に脱退をされた人がいるのか、そこらはどうですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

加入の推進につきましては、竹崎の漁業集落の組合長さん初め、かなり努力してもらっております。その中でも、やっぱりなかなか、まだ86%という接続率になっておりますけれども、今年度に関しましては1件加入してもらって、1件廃止されましたので、今年度に関してはプラス・マイナス・ゼロというような形になっております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第24号 平成19年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れさんでした。

午後 1 時 51 分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 下 平 力 人

署名議員 木 下 繁 義

署名議員 所 賀 廣